

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月14日

支出負担行為担当官

佐賀地方法務局長 樋口 祐子

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
佐賀合同庁舎ほか4庁衛生管理業務委託契約
- (2) 契約内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 入札方法
総価金額で行う(消費税及び地方消費税抜き)。ただし、落札後契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約の相手方として不適当でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (5) 入札執行日現在、都道府県知事から建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に掲げる事業の区分のうち、次のいずれかの組み合わせの登録を受けており、かつ、契約期間を通じて当該登録を継続的に受ける者であること。

ア 「建築物清掃業」、「建築物空気環境測定業」、「建築物飲料水貯水槽清掃業」並びに「建築物ねずみ昆虫等防除業」の4業務区分の全て

イ 「建築物飲料水貯水槽清掃業」、「建築物ねずみ昆虫等防除業」及び「建築物環境衛生総合管理業」の3業務区分の全て

- (6) 仕様書に定める資格者を選任及び配置することが可能な者であること。
- (7) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお、入札説明書記載の提出書類について、当局の審査に合格した者は、同資格を有する者であると認める。

- (9) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所等

(1) 場所

〒840-0041

佐賀市城内二丁目10番20号

佐賀合同庁舎3階 佐賀地方法務局会計課施設係（担当 山下）

電話 0952-26-2476

(2) 期間

令和4年12月14日（水）から令和5年1月20日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）。

4 入札に関する問合せ先

前記3(1)に同じ

5 入札書の提出期限等

(1) 入札書の提出期限

令和5年1月20日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記3(1)に同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子入札による。ただし、郵送する場合は書留郵便により、前記3(1)の提出期限までに必着で送付すること。

6 開札の日時及び場所

令和5年1月23日（月）午前10時00分

佐賀市城内二丁目10番20号

佐賀合同庁舎4階第1会議室又は電子調達システム

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年1月13日（金）午後5時15分までに、入札説明書に示す事前提出書類を前記3(1)まで提出しなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。

以上